

来課される皆様へ

令和4年3月1日
岡山市都市整備局
住宅・建築部 建築指導課

建築台帳記載事項証明書の取得方法について

建築台帳記載事項証明書の取得方法は下記のとおりですので、あらためて周知します。

なお、建築台帳記載事項証明書を取得できる方は、当該建築物の建築主もしくは現在の所有者のみです。

1. 申請書の記入方法

○別紙記入例を参照してください。

○窓口を検索用の端末を設置していますので、取得されたい建築物の建築確認番号、建築確認年月日等を申請者(代理人)ご自身で特定してください。建築物を特定する際に、参考資料(登記簿、公図、住宅地図等(写し可))が必要となる場合もあります。

2. 申請に際しての注意事項

○窓口に来られた方の本人確認をしますので、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください(名刺は不可)

○代理人が申請される場合、申請者から委任されていることが確認できる書類(不動産媒介契約書(写し可)、委任状等)を提示してください。**(提示は必須です)**

なお、申請書は委任状を兼ねないので、別途申請者・代理者でご用意ください(様式任意)

○**1日に受付可能な枚数を建築物・昇降機・工作物合わせて最大5件とします。**

例) 同一物件で建築物と昇降機を同時に取得される場合⇒2件と数えます

3. 受付時間

午前8時30分から午前11時45分まで

午後1時00分から午後4時00分まで

※時間外の受付はできません(申請書記入方法、検索用端末の操作方法の説明等を含む)

※当日申請、当日受取です。受取を後日にはできません。